

さいたま市告示第 8 4 0 号

屋外広告物法(昭和 2 4 年法律第 1 8 9 号)第 7 条第 4 項の規定により広告物及び掲出物件を除却し、同法第 8 条第 1 項の規定により保管したので、同条第 2 項並びにさいたま市屋外広告物条例(平成 1 4 年条例第 1 0 9 号)第 2 1 条の 2 及び第 2 1 条の 3 の規定により、次のとおり告示する。

令和 7 年 5 月 1 5 日

さいたま市長 清 水 勇 人

1 保管した広告物又は掲出物件の名称又は種類及び数量

- | | |
|---------|---------|
| (1) はり札 | 1 5 3 枚 |
| (2) 立看板 | 2 個 |

2 保管した広告物又は掲出物件の放置されていた場所、除却日時及び保管開始日時 別紙のとおり

3 保管場所

さいたま市北区本郷町 1 8 7 2 番地

4 連絡先

- | | |
|--------|---------------------------------|
| (1) 担当 | さいたま市 都市局 都市計画部 北部都市計画指導課 都市管理係 |
| (2) 電話 | 0 4 8 (6 4 6) 3 1 7 8 |

都市局 都市計画部
北部都市計画指導課 都市管理係
電話 048-646-3178

告示期間の期限日(令和7年5月30日まで)

広告物及び掲出物件告示リスト

告示年月日 令和7年5月15日

番号	放置されていた場所	保管した広告物・掲出物件			除却した日時		保管開始日時		備考
		名称または種類	数 量	単位	年 月 日	時 間	年 月 日	時 間	
1	見沼区	立看板	1	個	2月20日	9:30 から 10:30	2月20日	10時30分	
2	大宮区	はり札	30	枚	2月18日	8:30 から 15:30	2月18日	15時30分	
3	大宮区	立看板	1	個	2月18日	8:30 から 15:30	2月18日	15時30分	
4	北区	はり札	5	枚	3月5日	9:30 から 11:30	3月5日	11時30分	
5	岩槻区	はり札	17	枚	3月1日	9:00 から 16:00	3月1日	16時00分	
6	見沼区	はり札	17	枚	3月1日	9:00 から 16:00	3月1日	16時00分	
7	岩槻区	はり札	14	枚	3月8日	9:00 から 16:00	3月8日	16時00分	
8	見沼区	はり札	17	枚	3月8日	9:00 から 16:00	3月8日	16時00分	
9	西区	はり札	25	枚	3月4日	8:30 から 15:30	3月4日	15時30分	
10	北区	はり札	28	枚	3月11日	8:30 から 15:30	3月11日	15時30分	
	合 計	はり札	153	枚					
		立看板	2	個					